

令和8年1月20日

お客様 各位

岩手江刺農業協同組合

特殊詐欺被害防止に向けたATM利用限度額の変更のお知らせ

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客様が安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客様の貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、令和8年5月11日に、キャッシュカードなどによる取引時の1日あたりの利用限度額を以下のとおり引き下げいたします。

媒体種別	対象取引 ^{*1)}	変更前	変更後
キャッシュカード (IC)	出金・振込・ マルチペイ メント取引 ^{*2)} 等	100万円	50万円 ^{*3)}
キャッシュカード (磁気ストライプ)		50万円	50万円

*1) ATMおよび窓口（ピンパッド※含む）でのお引出し、振込等が対象となります。

※ 窓口でキャッシュカードを利用した取引をするための小型の専用端末。

*2) ペイジーマークのある払込書や請求書などの各種料金支払いサービス。

*3) あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、ご理解賜りたくお願いいたします。

本件のお問い合わせについては、お近くのJA銀行店舗窓口までお問い合わせください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

金融部 金融課 35-0213 岩谷堂支店 35-2171 玉里支店 36-3121